政　令

電波法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十一号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の表一の項中「一、三〇〇」を「一、二〇〇」に改め、同表二の項中「フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格Ｘ六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付」を「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）による提供」に改め、同表三の項を削る。

附　則

この政令は、令和五年十二月二十五日から施行する。

総務大臣　鈴木　淳司

内閣総理大臣　岸田　文雄

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十二号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百六十七号を第四百六十八号とし、第四百六十六号の次に次の一号を加える。

四百六十七　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第七十六号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第一項、第二十三条第一項、第三十条の五第一項及び第三十条の八第一項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の申請等）	（認定の申請等）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
一　［略］	一　［同上］
二　前項第四号に掲げる事項を証する書類（当該事項が前条第一号に掲げる事由に係るものである場合にあっては、原則として様式第一号による。）	二　前項第四号に掲げる事項を証する書類
［3～5　略］	［3～5　同上］
（教育・保育給付認定の変更の認定の申請）	（教育・保育給付認定の変更の認定の申請）
第十一条　［略］	**第十一条**　［同上］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
一　［略］	一　［同上］
二　前項第三号に掲げる事項を証する書類（当該事項が第一条の五第一号に掲げる事由に係るものである場合にあっては、原則として様式第一号による。）	二　前項第三号に掲げる事項を証する書類
3　［略］	3　［同上］